

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十五年九月十九日

			広島県監査委員
		佐々木	弘
	同	宮	政
	同	高橋	義
同		佐藤	均